

## 水道直結式スプリンクラー設置条件承諾書

平成 年 月 日

鳴門市公営企業管理者 企業局長 殿

使用者番号

設置場所 住所 鳴門市

申込者住所 住所

申込者氏名 氏名

水道直結式スプリンクラー設備を設置するにあたり、下記の条件を承諾します。

### 記

- 1 災害、その他正当な理由によって（制限給水時、事故時、水道施設の工事等）一時的な断水や水圧低下等により、水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状態が生じても鳴門市企業局が一切責任を負わないことを認めます。
- 2 水道直結式スプリンクラー設備が火災時以外に作動又は火災時に非作動が生じても、鳴門市企業局が一切責任を負わないことを認めます。
- 3 水道直結式型スプリンクラー設備が設置された部屋を賃貸する場合は、本設備が条件付きであることを賃借人に熟知させます。
- 4 本設備の所有者を変更するときは、上記事項について譲受人に継承するとともに、新所有者から鳴門市企業局へ所有者の変更届及び承諾書を提出させます。